

機関番号：12601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730040

研究課題名（和文） 障害差別禁止に関する国際人権法の機能と限界

研究課題名（英文） On the functions and limitations of International human rights law in disability discrimination

研究代表者

川島 聡 (KAWASHIMA SATOSHI)

東京大学・大学院経済学研究科・特任研究員

研究者番号：60447620

研究成果の概要（和文）：

研究成果として、特に、法学の文脈において「障害学」の知見を発展させることで、障害者権利条約と障害差別禁止法における障害の概念に関して一定の新しい知見が得られた。このことは、「障害学」の理論的發展に資するものであるが、従来の国際人権法学には見られない新しい学際的方法論を発展させたものとも考えられる。今後の課題は、障害関連の判例と学説の検討を踏まえ、差別概念を検討することである。

研究成果の概要（英文）：

The research results are that some new insights are gained regarding the concept of disability of UN CRPD and non-discrimination law by developing the insights of disability studies in the context of law. I developed not only the theory of disability studies but also a new inter-disciplinary approach to international human rights law. The future task is to consider the concept of discrimination and examine cases and theories related to disability.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	300,000	90,000	390,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
年度			
総計	600,000	180,000	780,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、差別類型論、合理的配慮、障害観

1. 研究開始当初の背景

従来の国際人権法学における国内外の研

究において、障害差別（障害を理由とする差別）の問題が理論的かつ実証的に検討されることはほとんどなかった。人種差別や女性差

別についての諸研究と比較すれば明らかであるように、国内外の主要な国際人権法関係の研究誌において、障害者の人権問題を扱っているものはきわめて少数である。2006年12月13日に国連総会で採択され、2008年5月3日に発効した障害者権利条約の実体内容にかんする分析も十分に行われてないのが、今日の学問的現状である。

2. 研究の目的

本研究は、「障害学」(Disability Studies)の視点を踏まえて、障害者権利条約等を手がかりとしながら、国内外の学説と判例を深く研究することにより、障害差別禁止に関する国際人権法の機能と限界を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究を効果的に進めるためのカギとなるアイデアは、国際人権法の考察の中に「障害学」の知見を積極的に採り入れることである。このような特徴をもつ本研究は、国際人権法学の各論研究としての意義のみならず、さらに「国際障害法学」という新たな研究領域の構築に向けた研究としての意義をも有する。

このような意義をもつ本研究のアプローチは、国際人権法学と「障害学」との学際性に大きな特徴がある。この学際的研究を遂行するに当たり、研究代表者が所属している、東京大学大学院経済学研究科「学術創成研究費：総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」(研究代表者：松井彰彦、課題番号：19GS0101)のプロジェクトを活用した。

このプロジェクトの下では、「障害学」や経済学などの研究者(東京大学以外の研究者を含む)や実務家が集まった月例研究会と、東京大学の研究者から成る研究会とが定期的に開催されている。とりわけ月例研究会には、経済学と「障害学」の研究者以外にも、法学者や実務家も多く参加している。

研究代表者は、上記研究会において既に報告をしているが、きわめて重要な批判やコメントを得ることができた。上記研究会を積極的に活用することにより、国際法人権学と「障害学」との学際研究を進めた。

4. 研究成果

平成21年度は、たとえば次のような研究

を実施した。まず、「障害者と国際人権法——「ディスアビリティ法学」の構築」と題する論文を執筆し、「障害学」の知見を国際人権法学に導入した(さらに、「ディスアビリティ法学」という新しい学問領域の構築可能性を検討した)。

また、松井亮輔との共編著『概説 障害者の権利条約』において、「障害者権利条約の基礎」と題する論文を執筆し、「障害学」の視点を踏まえて障害者権利条約の理論的基礎を明らかにした。

さらに、ロヨラ・ロースクールで開催された日米の障害差別禁止法に関するワークショップでは、「The Disability Convention and Japanese Law Reforms: Some Issues on Non-discrimination」と題する報告を行った。この報告では、「障害学」の知見も踏まえつつ、障害者権利条約における差別禁止規定に照らし、日本の法制度上の課題を検討した。

以上のような研究成果は、「障害学」の理論的發展にも資するものであるが、その理論的發展から得られた知見を国際人権法の(特に障害者権利条約)の文脈に代入することで、従来の国際人権法学には見られない新しい学際的方法を發展させたものとも考えることもできる。このことは、もちろん本研究の目的に資する学問的成果である。

平成22年度は、たとえば次のような研究を実施した。まず、「障害者権利条約と「既存の人権」」と題する論文を執筆し、「障害学」の視点を踏まえて国際人権論を検討した。

また、松井彰彦及び長瀬修との共編著『障害を問い直す』において、「差別禁止法における障害の定義—なぜ社会モデルに基づくべきか」と題する論文を執筆し、「障害学」の基本的視点である「障害の社会モデル」の概念を法的文脈において分析した(平成23年6月刊行予定)。

さらに、アイルランド(ゴールウェイ)で開催された障害者法のコロキウムでは、「Coexistence of the Minority and Universal Models of Disability: Is It Possible in CRPD?」と題する報告を行った。この報告では、障害者権利条約の文脈において、「障害学」の知見を踏まえ、障害概念の理論的枠組みを検討した。

以上のような研究成果は、法学の文脈において「障害学」の知見を發展させたものだと言える。これにより、障害者権利条約と障害差別禁止法における障害の概念に関して一

定の新しい知見が得られた。このことは、「障害学」の理論的発展に資するものであるが、その理論的発展から得られた知見を国際人権法（特に障害者権利条約）の文脈に代入することで、従来の国際人権法学には見られない新しい学際的方法論を発展させたものとも考えられる。このことは、もちろん本研究の目的に資する学問的成果である。

この2年間の研究期間では、障害差別のうち障害概念の研究が中心であった。今後の課題は、国内外の判例と学説の検討を踏まえ、差別概念を検討することである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

川島聡「障害者と国際人権法—「ディスアビリティ法学」の構築」芹田健太郎・戸波江二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『国際人権法の国際的実施』（講座国際人権法第4巻）（信山社）479～494頁（2011年）査読付

川島聡「障害者権利条約の基本論点」作業療法ジャーナル45巻4号355～361頁（2011年）査読無

川島聡「障害者権利条約と「既存の人権」」発達障害研究32巻5号4～15頁（2010年）査読無

川島聡「マレーシアにおける障害者の法的定義—2008年障害者法を中心に」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題』アジア経済研究所207～223頁（2010年）査読付

川島聡「人権条約における国家の義務論—障害者の権利条約を手がかりに」社会保障法25号82～96頁（2010年）査読無

川島聡「第23条（障害のある子どもの権利）」喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『逐条解説 子どもの権利条約』（日本評論社）148-154頁（2009年）査読無

〔学会発表〕（計2件）

Satoshi Kawashima, “The Disability Convention and Japanese Law Reforms,” Japan's Anticipated Disability Law & the Americans with Disabilities

at Twenty: Workshop on Comparative Law, Policy and Research (Loyola Law School, California), hosted by the Burton Blatt Institute, Syracuse University, et al. (18 February 2010). (公募)

Satoshi Kawashima, “Coexistence of the Minority and Universal Models of Disability: Is It Possible in CRPD?,” Global PhD & Researchers Colloquium on Disability Law and Policy (Carlton Hotel in Galway City, Ireland), hosted by the Consortium of Academic Centres on Disability Law and Policy (the Centre for Disability Law and Policy (National University of Ireland, Galway), the Burton Blatt Institute (Syracuse University), the Richard Crossman Chair of Social Welfare & Social Planning (University of Haifa)), 26 April 2010. (公募)

〔図書〕（計2件）

松井彰彦・川島聡・長瀬修 編著『障害を問い直す』東洋経済新報社（2011年6月刊行予定）

松井亮輔・川島聡 編著『概説 障害者権利条約』法律文化社（2010年）全373頁

〔その他〕

ホームページ等

<http://disabilitylaw.jp/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

川島聡 (KAWASHIMA SATOSHI)
東京大学・大学院経済学研究科・特任研究員
研究者番号：60447620